

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年10月13日 13時30分～13時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
秋本管理官補佐、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改1)）（令和4年10月7日提出資料）

（2）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表（G-1-006(改1)）（令和4年10月7日提出資料）

（3）東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書（添付書類十一） 比較表（G-1-007(改1)）（令和4年10月7日提出資料）

（4）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護対策）（G-1-009(改4)）（令和4年10月7日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、日本原子力発電東海第2発電所の設置変更許可申請について、
0:00:11	有毒ガス防護に係る天平資料11-御説明です。
0:00:16	事業者から説明をお願いします。
0:00:25	はい現在安全の梶谷と申します。添付資料11、誘導ガス防護に係ります、防護対策について添付資料11のご質問に対する回答をこれから差し上げたいと思います。
0:00:35	お手元にお配りしました資料ですね、右肩G-1-009という、
0:00:41	回答一覧表とですね、あと資料三つばかりめくっていただきまして、
0:00:46	綴じてある資料で、添付資料11-比較表ということ右肩資料番号G-1-07、こちらの方でご説明させていただきます。
0:00:57	回答一覧表1枚めくっていただきまして2ページですね、こちらのナンバー17から20についてこれから後ですね差し上げます。
0:01:05	前回の、
0:01:06	御説明で
0:01:08	コメントいただきました内容としましてナンバー17ですね調達関わる組織で委託実績等があるのであればこちらを資料に反映するよということの、
0:01:17	コメントいただきまして回答といたしましては、
0:01:20	先ほど申しましたG-1-7の主要ページでいきますと、3ページ、15分の3ページと15分の6ページになります。
0:01:29	今回の誘導ガスにつきましては、実際に委託等で調達をしておりましたのでその分を実績反映という形さしていただいております。
0:01:38	15分の3ページ、下からの方で今回変更箇所を黄色にハッチングしておりますけれども、
0:01:45	3.1. の調達に係る組織、ここでなお本市に関わる調達についてはというところ。
0:01:50	実績という形で追加させていただいております。
0:01:53	それから15分の6ページですね。
0:01:56	3.4. 3上からいきますと調達管理のところですね。
0:02:01	なお書きという形で本申請においては上記に係る活動を以下の通り実施したということで、
0:02:06	斎木さんの方を追加させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:10	それから回答の紙質問、ご質問ナンバーの 18 になります。
0:02:16	製品の紹介の実績において先行との差異理由等のところの記載でございます。こちらにつきましては、1-00 の資料の算定後 15 分の 3 ページと 15 分の 5 ページの再説明欄になります。
0:02:35	こちらにつきましては括弧書きの内容ですね、こちらの方、
0:02:39	品管規則に、
0:02:41	の施行後に行った活動のため記載しないということで記載のほうを修正させていただきますいております。同じ記載が 15 分の
0:02:50	5 ページですね。
0:02:57	No.19 の説明になります。
0:03:02	製品訴訟、品質管理の方法において、演繹して、ヒンショウ。
0:03:06	品管規則に照らして設計課整備に使う。
0:03:09	最後に、幹事。
0:03:11	こちらにつきましては、
0:03:13	歳入の設計管理のアウトプットですね、こちらの方、レビューを行っておりませんその記載を追加してございます。
0:03:19	資料としましては、15 分の 4 ページになります。
0:03:25	中ほど以下、両括弧 2 の設計のアウトプットに対する検証というところですね。
0:03:32	実際に適合性確認並びに妥当性のチェックですとか、あとは、その後を要件としてそのレビュー等を行っておりますという記載ですね、このうちでことで検証については当該開発本部、
0:03:43	旨の記載を追記してございます。
0:03:46	申し訳ないす採卵ですね下から 123456※の記載の表現の
0:03:54	そういうところで黄色ハッチングよりもちょっと、
0:03:56	コピペのミスがございますここ削除していただければと思う。
0:04:01	それから、ナンバー 20 になります。
0:04:06	設計部との検証に関わるどころの記載ですね。
0:04:09	実際に品管規則と、今回当社が前回まで当社が記載しております内容について、
0:04:15	適正化を検討することということで、
0:04:18	コメントいただきましたにつきましては、記載としましては、
0:04:21	資料の 15 分の 4 ページと 8 ページになり、
0:04:24	数、
0:04:28	規制としましては、エース検証は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:32	当該設計開発を行った要員以外の者に実施させるというふうに修正して ございますというところで 15 分の 4 ページにいきますと、なお書き以 降ですね、このうち検証はというところになりますし、
0:04:43	あと、
0:04:43	15 分の 8 ページ。
0:04:48	上から 4 行目ですか。小村大柿で当該設計開発を行った要員以外の者に 実施されると。
0:04:53	いうふうに記載のほうを訂正させていただいております。
0:04:57	併せまして、前回、片桐さんでしたこのよ、両括弧の設計アウトプット に関する検証ですね、設計を主管する組織の調和というところで、
0:05:06	実際に、
0:05:08	適合性確認をしたものを、同意する人物かというご質問いただきました これは同一の人物でございます。
0:05:21	今ご説明しました内容につきましては、当該のこの 10 名、ご不安者の 資料、15 分の 14 ページと 15 ページですね、こちらに差異についての説 明とでまとめさせていただいておりますこれらにつきましても、
0:05:33	今説明させていただいた内容について記載を追記等を行っておりますの でその後については黄色ハッチングを示させていただいております。
0:05:44	添付資料 11 に関わるご質問に対する改善については以上でございま す。
0:05:53	規制庁ウエダですそれでは質疑に移りたいと思います。規制庁側から何 かありますでしょうか。
0:06:05	規制庁の長江です 15 分の 4 ページのところ、
0:06:11	見え三浦の欄の括弧 2、
0:06:14	というところで
0:06:18	黄色のマーキングされてなおなおって二つなおあるんだけど、この前の ね、このうち検証はというところにあるなおあ、はい。検証の話は、 その前と並列だからいらぬ。
0:06:30	だと思ふんすよね。
0:06:32	この時検証は、
0:06:33	伴当該設計開発を行った要員が何でこの名を
0:06:38	重要なは、
0:06:40	そ、
0:06:41	なお書きではなくて、
0:06:43	重要な話なんでこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:45	このうちの前野奈央はいらないと思います。
0:06:48	はい、ありがとうございますサブさせていただきます。
0:07:00	規制庁の宮本です。今のところのちょっと考え方だけ教えてください。 はい。この内憲章は当該設計開発を行った要員以外のものに、
0:07:12	実施させると。
0:07:16	ここの考え方って設計開発を、
0:07:19	行った要員、
0:07:22	よよ要員っていうのは、
0:07:26	これ。
0:07:27	業務を行った。
0:07:28	ものではなくって、
0:07:31	この設計を行ったものって、ちょっと意味合いが変わってるような気がするんだけど、これ同じ意味なんですけど。
0:07:44	設計開発を行ったもの以外の、要はどう、その組織といいますのは各グループにありますけどもグループの中で違う人間かという形になりますので、実際に設計開発を行った者以外の者がチェックしてるということで、
0:07:58	はい。
0:07:59	宮本ですけど。
0:08:03	そうすると、
0:08:04	設計開発自体が、例えば事業者が直接やってるっていうより、業務を行ったもん。
0:08:11	じゃないのかなと思うんだけど、
0:08:14	この業務っていう言葉が、例えば島根とかにもあるんだけど、
0:08:18	その抜いた理由って何かある。
0:08:22	いえ、実際は業務です。ないという理由はございません。
0:08:27	実際業務直接携わってないものというとの表現で、
0:08:32	当該設計開発と書いてしまっておりますが、当該設計、当該業務、
0:08:49	お待ちくださいね。
0:09:03	今回ですね記載を修正するに当たりまして品管規則の31次を提供させていただいております。ここで当該設計開発を行った要員という言葉が他のそのままの用語を用いております関係で業務を、
0:09:17	聞いておりますが実際は業務を行ったもの以外はない。
0:09:23	規制庁深山です。品管業務品管規則の言葉を、
0:09:28	をそのまま使ったと理解してるんです。実際は、それを踏まえて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:34	基準の裏返しをそのまま書くっていうんですが設計開発業務を行ったという、それでそれが適切であれば、そういうものにそう記載しないと。はい。
0:09:45	かなと思うんですけど。
0:09:48	そういう理解でいいですか。
0:10:03	中学関沢するとか、
0:10:13	要は、この検証は、手嶋では当該業務を直接実施した元設計者以外の方で実施されると。
0:10:21	いうのと、
0:10:23	意味が一緒なのかちょっとわかんなかったんで、
0:10:26	この、このうち検証は当該業務を直接直接が実施した開発者を、
0:10:34	甲斐は当該開発設計を行って良い以外っていうのなら、
0:10:38	何となくわかるんだけど、何となくこう業務っていう言葉は、
0:10:42	今先ほど言われたように業務ということをやると他にも波及するってことなんですかね。そこまで書かなくても、
0:10:50	原燃の場合は、特に、
0:10:53	指してる言葉は一緒ってことですか。
0:10:57	はい。衛藤元の鈴木ですおっしゃる通り、島根さんと言ってることは一緒だと思っています。それでこれやっぱり品管規則を受けての、まさに添付 11 の記載ですけれども、設計開発についても、
0:11:11	すべて設計開発だけじゃなくて調達だろうがなんだろうがすべてが業務だと思ってまして、それらについてすべてこう業務というふうにつけてるわけではなくて、調達をやるとか設計開発をやるとか、
0:11:23	そういったような言い回しで、当社は今現在は統一しているということでございます。以上です。
0:11:29	宮です。はい、わかりました。はい。私は以上です。
0:11:39	規制庁ウエダです他に何かありますか。
0:11:43	なければ次の説明をお願いします。
0:11:49	ごめんなさい規制庁アキモトです。15 分の 4 ページの今のところに近いところなんですけど
0:11:55	(2) D 統合にはレビューと検証って書いてあって、レビューも、
0:12:02	ここでやるっていうこと。
0:12:07	入れているのは、記載表現の層位って書いてあるんですけど、あれタイトルがすいません検証までだから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:15	とかちょっと、どういう検証とレビューって、意匠のたてつけなんです たつけ。
0:12:21	ちょっとそこが何か、レビューって
0:12:25	前のページで、
0:12:27	アウトプットに対する審査って言って、はい、新宮でございます。
0:12:34	だからアウトプットに対する審査だから、別に何か違和感ないじゃわか んないのかもしれないですけど、
0:12:43	レビューを入れたのか理由ってあるんですか。
0:12:50	実際にブーゲ設計に対するアウトプットアウトプットに対するレビュ ー、これ妥当性確認含め行うということを記載しておりますのでこの分 を実績という形で反映させていただいた次第でございます。
0:13:03	記載に反映させた実績の記載に反映してございます。規制庁の木本でそ れはあれですよね島根と別に変わりは。
0:13:13	ないっていうかなんていうんでしょう。島根よりも多くやってるって いうわけではないんです。木村さんもですね各設計の段階において実施す るとというのがレベルの記載でございますので、
0:13:24	この部分に記載されてるされてないかということのところを、
0:13:28	理解しております。
0:13:30	適正化の範囲だっという理解わかりました。
0:13:41	規制庁ウエダです。
0:13:43	それでは、次の説明。
0:13:46	はい。すいません。
0:13:50	長長屋です今のところで前、前回、多分私が指摘したところだと思っ たんですけど、品管規則の30条に、設計開発レビューっていうのは、単 独で
0:14:03	なんていうのが設定されてここでは設計は開発レビューっていう、その レビューを裸で使ってないから、はい。
0:14:12	レビュー。
0:14:13	レビューっていうと単独で例えばね、同じ金額だとマネジメントレビュ ーとかね。うん設計開発レビューとか設計レビューとか、そういう使い 方をするのが通例で、レビュー単独で使うと
0:14:27	何ていうか何を言ってるのかわからないっていうそういう趣旨なんです けどね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:31	で、おっしゃってることは多分、アウトプットが出た時点で、この設計開発レビューを行って、その設計、設計に開発に対するインプットの要求が、
0:14:43	満たされてるっていうことを確認する行為を、全全体通してレビュー、レビューというか設計開発レビューって、品管規則言ってるんですけど、ここで言ってるそのレビューってのはそれに、
0:14:54	該当するんだっていうことを言いたいってことですか。
0:14:57	描いてですね実際に設計開発に当たりまして設計開発段階ですですね技術検討書のものを作成いたします。その段階で設計開発レビューというのを、技術検討会等でレビューいたします。
0:15:09	ここで言ってますのは実は
0:15:11	技術検討せないか最終的に、
0:15:13	承認された後のレビューという形での検証を行うというところで、レビューを使っています。
0:15:21	規制庁長井ですはい。設計開発レビューっていうのとその検証ってのは違う話なんで、その30条に設計課長代理が審査でございます。
0:15:33	うちの文言で言いますと、だからね、30条に設計開発レビューってのがあって、31条に設計開発の検証ってのは別にあるっていうことなんで、はい。多分
0:15:46	何ていうか、別の資料で条項ごとに
0:15:50	どういう対応したかっていう資料があると思うんですけど。
0:15:54	はい。
0:15:55	かということとは島根のように、
0:15:58	設計開発のアウトプットが出た時点で、
0:16:01	設計開発レビューを行うというのと、それ、それと別には、その設計開発の検証ってのは別の項目立てされてるのがその品管規則ですよっていうことなんで、
0:16:12	そういう
0:16:13	多少の立て付けがどっかに入るかもわからないですけど、そういうのがきちんと峻別されて、書かれてるかっていうのをチェックしてくださいっていうのを前回コメントした。
0:16:25	私のつもりなんですけれども。
0:16:28	ちょっともう一度その何ていうかな
0:16:30	レビューとかその検証っていうところとか、
0:16:34	もう、ちょっと他の資料とも関係すると思うんですけど、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:38	なお今回、いろんなことが一緒にされてるように思うんでちょっと確認していただけますか。
0:16:49	実際その設計開発レビューと言われる部分と、当社が行ってるこの審査が混在してるというご指摘でございましょうか。
0:16:59	基本的にレビューレビューっていうのと、その審査っていうのが、使い分けがはっきりしないんですけど、中に、
0:17:09	レビュー審査っていう形で別々に書かれてるように思うんですけども、
0:17:18	このアウトプットの先生、資料の3分の、55分の3ページ一番下のところにございますように、
0:17:25	アウトプットに対する審査を以下レビューで確認してございますというところなので、
0:17:30	先ほどご説明しました3点。
0:17:33	3.2の設計数アップに対する検証のところにレビューというのを追記させていただいたのが今回の、
0:17:41	規制庁だけです。そうすると15分の3ページにある。はい。審査、
0:17:47	括弧以下レビューって言ってるのは、品管規則で言う30条の設計開発レビュー。
0:17:53	に該当するってそういう理解でいいですか。
0:18:00	設計プラスレビューにも該当しますしこのアウトプット以前にあります実際にインプットといいますかね今ほど申しました技術検討者と言われるのですね。
0:18:09	こちらについても設計会社のレビューを行っております。その分はこの新設置の申請書の添11の抑制はございませんが、
0:18:17	経過する日としてはそういう形のものを行っております。
0:18:20	清澄ないそうすると15分の4ページのサンプル散布図2の(2)の、
0:18:25	設計のアウトプットに対する検証の中に、さらにこうレビューが入るわけですが、この侵入と検証という審査と言われるものでレビューしておりますし検証でも行っております。
0:18:37	その検証っていうのとそのアウトプットの
0:18:42	何ていうか、レビューっていうか、それはWはしないんですかここでアウトプットに立つ研修の中にまたレビューが入るんですか。
0:18:59	次の違います。
0:19:01	はい。
0:19:03	ものの検証というのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:09	一応流れです多分、そのアウトプットが充足している古藤の中でそのセットとしてその
0:19:16	レビュー、設計レビューっていう概念で閉じてて、その
0:19:21	中の4ページのそのサンプ散布図2の(2)のアウトプットに対する検証は、純然たるその
0:19:28	何ていうかね、検診検証そのものではないんですかね。
0:19:43	規制庁宮本ですけど。
0:19:48	多分今ここ、ここにだけレビューを書かれたので余計混乱してるんだと思ってます。
0:19:55	ここの文章を頭から読んでいけば、
0:19:58	この後の15分の中に、
0:20:01	2第2表というものがあって、
0:20:03	これは何を指してるかっていうと15-4ページに書いてある。
0:20:07	ええ。
0:20:10	15-3から4ページのところに書いてある。
0:20:12	主査宇都に対する審査括弧レビューを行う。
0:20:16	ここはだから審査のことをレビューと呼んでいると。
0:20:19	いうことになってるんだけど、この3.3.2で単独でここでレビューって出てきちゃってるので、はい。そうすると、このわざわざ第2号で定めている各段階のレビューと、
0:20:32	ここのレビューは違うんですかっていう話って話なわけですねはい。だから、あと、さっきなんか言ったように、
0:20:40	必要か必要じゃないかを事業者が判断してくださいと。はい事業者が必要だと思って書いたのはいいんだけど、はい。ここだけレビューを書いてじゃあ、
0:20:48	ほぼ全体のバランス取れてるんですかっていうと、それはどうなってるんですかってこと。
0:20:54	はい。もう一度、持ち帰り確認させていただきます。バランスの意味では取れてないというのは、
0:21:00	思います。
0:21:02	いや、ほんで宮尾ですけど、あと、
0:21:05	前回そういう指摘が、の意図を理解されないで、
0:21:10	こういうふうになってしまうと。
0:21:13	よく確認してくださいとか、言いようがなくてですね、意味が、意味でこちらの指摘事項が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:19	いや、よくわからないのであれば、しっかりさ、事前にもっと確認してもらわなきゃいけないんだと思うし、
0:21:25	安易とは言わないけどレビューって入れちゃったせいで先ほど秋本とか、長井から指摘があるように、ここだけ何かこう、
0:21:33	熟した形になっていて全体のその、
0:21:36	新申請書としてっていうかその、
0:21:39	この点 11 としての記載が適切なものになってるかどうかの確認をよくしてもらわないと、
0:21:46	意味がないので、その辺はよろしくお願いします。
0:21:49	はい、ありがとうございます。
0:21:52	原燃の鈴木で承知しました大変失礼いたしました。
0:21:56	ご指摘がですねわからない時にちゃんと確認するようにですね、社内でも周知徹底したいと思います。
0:22:06	規制庁ウエダです。須藤。それでは、続きをお願いします。
0:22:09	目標、
0:22:12	首藤ほかに何かありますか。
0:22:18	なければ、これでヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。